

# 第4回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第4回定例会

令和2年7月30日

開会 13時30分

閉会 16時30分

出席委員

(23名)

会長 依田繁二

1 荻原勝夫

2 深井佳人

3 武井誠

5 関一夫

6 小林澄男

7 小山孝幸

8 青木茂良

10 成山喜枝

11 柳澤峰晴

12 宮下通

13 大塚賢

会長代理 若林泰平

14 齊藤敏彦

15 関敏夫

16 小宮山信幸

17 小野澤文利

18 笹平民男

推進 射手誠司

推進 佐藤邦利

推進 関泰秀

推進 杉田修司

推進 荻原誠一

議事録署名委員

7 小山孝幸

10 成山喜枝

出席職員

(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による適格者証明について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第4回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 市役所本館 全員協議室

事務局 会議に先だちまして、議案の報告をさせていただきます。議事の議案第2号農地法第3条の規定による適格者証明についてですが、直前に申請者から取り下げの報告がございましたので、議事にはしませんのでよろしくお願い申し上げます。

会長代理 ご苦勞様です。令和2年度第4回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長 皆さんこんにちは、第4回定例総会を進めさせていただきます。本農業委員会も4月から新たなメンバーになり3ヶ月が経ちましたが、ここで改めて各委員の議案の提出方法について確認させていただきたいと思えます。4月初旬に開催した臨時総会で説明のありましたとおり、議案はあくまで各委員による提案であることから提案説明については法令関係などの事務局説明はありますが、各委員において議案内容や申請者情報、周辺農地への影響などを簡潔に説明するよう再度ご確認をお願いします。そのため申請内容の説明方法等において不明となる点については、事前に申請者や事務局に確認するなどの各自のご対応をお願いします。なお、提案説明の要点や説明例については、4月臨時総会の全員協議会資料に記載してありますので、再度ご確認をお願いします。本日の議事録署名委員は、7番小山委員と10番成山委員をお願いします。それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲渡人は相続により農地取得しましたが、今後営農の予定はございません。譲受人農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩3分ということで近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から北に500メートルほど進んだ先にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではくるみを栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇、図面は3、4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。申請地の土地所有者である〇〇さんは亡くなっており、譲渡人の〇〇さんは相続人にあ



挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 申請地は6筆あります。〇〇にありまして〇〇地区に入る所から200メートルの場所です。草刈りがしてありきれいな農地でした。〇〇は、〇〇を突き当り右と左にある農地で野菜栽培をしておりました。相続人の〇〇さんは〇〇に住んでおりました。夫を早くに亡くしており、本人も平成31年4月に亡くなっております。〇〇さんは〇〇さんの兄弟の子供で7名いますが、6名は放棄しておりました。今回〇〇さんに譲り渡すことに同意しました。〇〇さんと〇〇さんはいとこの子供で遺言公正証書による遺贈に記してあり、以前から農地の管理を任せていました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 住宅地に囲まれている農地です。譲渡人は〇〇さん外5名県外に住んでおります。申請地は人に頼んで農地を管理しておりました。譲受人の〇〇さんが譲り受たいと申出があり、譲渡人の了解を得たということです。譲受人の〇〇さんの自宅から600メートルで、前栽畑にしたいとのことでした。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案農地法第5条による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について説明します。計画変更1と番号1は関連があるため一括で説明します。〇〇、計画変

更です。図面は6ページをご覧ください。〇〇から北に450メートルほど進んだ先にある農地です。計画変更申請で住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は譲渡人が昭和53年に住宅敷地として許可を受けたのですが、実家の隣地に住宅を購入したため、申請地での住宅建設は中止していました。譲受人は現在〇〇のアパートに住んでいますが、手狭なため申請地を継承し住宅を建築したいということで、内容を変更するための申請です。第一種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして計画変更2と番号2は関連があるため一括で説明します。〇〇、図面は8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。計画変更申請で、住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は譲渡人が平成8年に貸住宅敷地として許可を受けたのですが、資金計画が難航したため、申請地での貸住宅建設は断念していました。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭なため申請地を継承し住宅を建築したいということで、内容を変更するための申請です。第一種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして計画変更3と番号3は関連があるため一括で説明します。〇〇、図面は10ページをご覧ください。〇〇にある農地です。計画変更申請で、住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は譲渡人が平成29年に住宅敷地として許可を受けたのですが、体調を崩し、長期療養となったこともあり、申請地での住宅建設は断念していました。譲受人は現在〇〇に住んでいますが、大型車が駐車できる住宅の建設をしたいため申請地を継承し住宅を建築したいということで、内容を変更するための申請です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇外1筆所有権移転です。図面は12ページをご覧ください。〇〇から東に400メートルほど進んだ先にある農地です。貸駐車場、通路敷地の申請です。譲受人は不動産賃貸業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接地の土地建物を〇〇に貸しておりますが、駐車場が不足しているため、申請地を貸駐車場にして貸付を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお申請地は令和2年6月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇外1筆所有権移転です。図面は14ページをご覧ください。〇〇から北に300メートルほど進んだ先にある農地です。倉庫敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は中古車部品の買取販売を行っていますが、現在借りている倉庫を返還することになったため、申請地に倉庫を建設を計画するもので、譲渡人は譲

受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇外5筆所有権移転です。図面は16ページから18ページをご覧ください。〇〇の北東にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は3名おり、〇〇と〇〇2名です。譲受人は申請地に217平方メートルから283平方メートルの10区画の宅地分譲を計画するもので譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇外1筆所有権移転です。図面は16ページと19ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は2名おり、〇〇と〇〇の方です。申請者の死別した夫が平成9年に〇〇部分を購入し、現在まで利用していました。この度隣接地の境界立合いをした際に、〇〇部分の石垣が越境していることと合わせ先のことと判明したための申請です。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号8、〇〇、使用賃貸権設定です。図面は16ページと20ページをご覧ください。番号7の申請地の北、〇〇の工場付近にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で親子です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭なため親の土地を借りて住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和2年6月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号9、〇〇、所有権移転です。図面は21ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅、家庭菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、子供の成長も考え、申請地に住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和2年6月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号10、〇〇外1筆所有権移転です。図面は21ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は、申請地と隣接する妻の実家に住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和2年6月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号11、〇〇外1筆使用賃貸権設定です。図面は24ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、

〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲受人は、現在借家に住んでいます、手狭なため親の土地を借りて住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和2年6月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号12、〇〇、所有権移転です。図面は26ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、現在アパートに住んでいます、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。申請地は水管、下水道管の2種類が埋設されている道路沿線の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500メートル以内に〇〇の教育施設がある第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号13、〇〇、所有権移転です。図面は28ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は、建材販売兼宅地建物取引業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、〇〇で建売住宅販売の実績があります。申請地にて188.81平方メートルから240.08平方メートルの5区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。本申請は建築条件付の建売分譲ということで、通常の建売分譲と異なり、分譲地に販売期間を設け、分譲地の購入者がハウスメーカー等の建築業者が住宅を建築して、建売分譲を行うこととしています。販売期間中に販売できなかった分譲区画には転用事業者が住宅を建築して建売分譲を行うこととしています。また、雑排水については公共下水道へ接続放流する計画です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号14、〇〇外1筆所有権移転です。図面は31ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。通路、倉庫敷地の申請です。譲受人は運送業兼倉庫業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接する工場が手狭なため、申請地に倉庫を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和2年6月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして関委員より説明をお願いします。

関委員

それでは説明します。〇〇信号450メートルで道路沿いにあります。昭和53年に譲渡人が許可を得ていましたが、〇〇に住宅を購入したため

申請地は中止していました。住宅を建築したいということで、〇〇の方が〇〇に職場があるということで、〇〇で3ヶ所ほど探しておりました。隣接地の影響もなく計画変更申請は問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑にはいります。計画変更1、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。裁決に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。続きまして計画変更2、番号2の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員

〇〇の畑で500平方メートルです。〇〇さんは平成8年に貸住宅敷地として許可をいただきましたが、資金調達ができず断念しておりました。譲受人の〇〇さんは住宅を新築したく探しておりました。本敷地が適しているということで計画変更申請となりました。なお、当初の計画者の〇〇さんは平成30年12月に死亡しておられます。番号2についてですが住宅を建築したいということで、周辺農地の影響もなく問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑にはいります。計画変更2、番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。裁決に入ります。計画変更2、番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。続きまして計画変更3、番号3の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

説明します。〇〇方面に200メートル左の道沿いにあります。現在は草が茂っております。譲受人の〇〇さんは平成29年に許可を得たのですが、体調を崩して高額な医療費がかかり住宅新築が困難になりました。申請地を売却し老後の資金を得るため譲り渡すこととなり計画変更申請となりました。番号3につきましては、譲受人の〇〇さんはトラックの運転手をしております。現在住んでいる家は将来子供に譲るということです。大型トラックを止めることの出来る場所を探しておりました。インターにも近く便利ということで選んだそうです。問題はないと思いますがご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑にはいります。計画変更3、番

号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 進入路は東側かと思いますが、〇〇の宅地と〇〇の宅地となっていますが、出入口はどうなっていますか。

事務局 進入路は北側の県道からとなります。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。計画変更3、番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号4の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員 〇〇の信号を下り、〇〇さんの裏通路の土地となります。〇〇さんが貸駐車場として譲り受けるものです。近隣の農家に了解を得ていまして影響もありません。20名ほど雇用しておりますし求人も出しているそうです。地域に貢献しながら貸駐車場となればよいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑には入りません。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号5の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員 〇〇の農地で倉庫敷地の申請です。譲受人は〇〇で中古部品の買取販売を行っている〇〇さんで、譲渡人は〇〇さんです。一部部品洗浄も行うそうです。現在借りている倉庫を返還することになり探していました。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑には入りません。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件について、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 ○○の宅地分譲の案件です。場所は○○から200メートル入った農地です。譲渡人は3名いまして、譲受人は不動産業の○○です。○○さんが、自身の農地をグループ会社に譲り渡すものです。○○さんにつきましては、昭和45年に相続で得た土地54平方メートルを譲り渡すものです。近隣ですが住宅がありまして、農地が点在しているようなところで、北側は雑木に覆われています。南側は住宅があり了解を頂いております。分譲計画ですが10区画するそうです。周辺の影響もなく宅地に変更は問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件について、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 ○○さんの農地に隣接した東側です。境界立ち合いをしたところ、現状と違っておりました。分筆登記、所有権移転もされていなかったため追認での申請です。○○番地は、○○さんが○○さんから譲り受け潜在畑として使っていました。○○番地は石垣が○○さんの方に入っているため境界線を変更するということです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件について、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 ○○さん、○○さんの案件です。場所は○○の東側で、○○の道路沿いです。譲渡人の○○さんの住宅があります。その南側に今回申請の農地があります。譲受人の○○さんは住宅を新築したいとのことです。隣接する○○さんの了解も得ており、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号9の案件について、若林代理より説明をお願いします。

若林代理              この農地は先月6月に農振除外となり、この結果を受けて申請したものです。譲渡人は〇〇さんで譲受人は該当敷地の南側に実家がある〇〇さんです。譲受人の実家もぶどう農家ということで良好な関係が保たれていると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号10の案件について、若林代理より説明をお願いします。

若林代理              番号9の案件同様農振除外の結果を受けて申請したものです。譲渡人は〇〇さんで、譲受人は該当敷地南側に実家があり、同居している〇〇さんです。休日には実家のぶどう作業に貢献しております。周りの耕作者とも良好で問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号11の案件について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員              〇〇さん、〇〇さんは親子です。〇〇さんは、以前〇〇さんと同居しておりましたが狭いということで、貸家に住んでおりました。親から譲り受け住宅を新築することとなりました。1筆を2筆に分けてもう1筆をつけて新築するそうです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号12の案件について、宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員              場所は〇〇、道路より下にあります。譲渡人の〇〇さんは近所の人に任せて耕作しておりましたが、昨年の春亡くなりました。上下水道も通っておりますので、問題ないと思います。譲受人の〇〇さんは住宅を建設したいとのことです。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号13の案件について、関委員より説明をお願いします。

関委員                譲受人は〇〇で建築資材販売、土地建物の売買をしている〇〇の業者です。今回更なる業積向上のため、建築条件付土地5区画の申請となりました。場所は〇〇のところで、周辺は宅地になっていて、農地への影響もなく特段問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号14の案件について、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員              場所は、〇〇の北にある農地です。その近所に工場がありますが、手狭なため隣接するところに倉庫を建てたいとのことです。譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんに話を聞いたところ大型トラックの出入り通路にも使用し

たいそうです。現在の工場もそうですが、通学路があり心配がありましたので、区長さんと話をして安全な方法をとって下さいとお願いをしてきました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいりません。番号14の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号14の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして第4号議案農地利用集積計画7月分利用権設定、所有権移転、中間管理事業の説明をお願いします。荻原委員が対象になりますので退席をお願いします。

(荻原委員退席)

事務局 第4号議案農地利用集積計画7月分について説明します。通常の利用権設定は20件42筆42、431平方メートルです。所有権移転は2件2筆4、590平方メートルです。中間管理事業を使った利用権設定は、3件10筆12、045平方メートルです。7月の合計は25件、54筆59、066平方メートルとなります。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。ただ今の説明について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。

荻原委員お入りください。

(荻原委員入室)

続きまして第4回農業経営改善計画認定審査会について事務局からお願いします。

事務局 第4回農業経営改善計画認定審査会について説明します。今月は1件で更新です。〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、現状も目標も花きの栽培です。農業経営の規模拡大に関する現状及びその改善に関する目標として現状〇〇万で目標は〇〇万です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、ガーデンシクラメンの生産を減らしカルーナにきり替えるそうです。農用地及び農業生産施設ですが、全てビニールハウスとなっております。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、

